

令和7年度

長崎県介護福祉士修学資金
貸付事業（予約制募集）の手引き

令和6年10月

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

〈 目次 〉

項目		頁			
1. 貸付の概要		1			
1.	目的、実施主体	1			
2.	貸付対象者	1			
3.	貸付額、条件	2			
4.	連帯保証人	3			
5.	貸付申請手続き	3			
6.	申請内容の審査、貸付契約の締結	5			
7.	貸付金の送金	6			
8.	貸付契約の解除	6			
9.	貸付の休止	6			
10.	返還	7			
11.	返還金の支払猶予	7			
12.	返還債務の当然免除	7			
13.	返還債務の裁量免除	8			
14.	貸付後の確認、届け出義務	8			
15.	貸付後の各種事由による手続きのフロー	9			
16.	規程、手引き、様式リンク集	14			
17.	申請先・問い合わせ先	14			
	【参考】過疎地域等の範囲	14			
	【参考】全体フロー図	15			
	【参考】就業継続の考え方	16			
Q&A		17			
【参考】別添2 概要-介護等業務 ② (昭和63年2月12日社庶第29号)		20			
様式集					
様式No.	様式名	頁	様式No.	様式名	頁
第1号	申請チェックリスト	23	第21号	返還免除申請書	42
第2号	貸付申請書	24	第23号	辞退届	44
第3号	個人情報の取扱同意書	32	第24号	返還計画書	45
第4号	推薦書	34	第25号	退職届	47
第9号	意見書(福祉事務所)	35	第26号	住所・氏名 変更届	49
第10号	借用書	36	第28号	連帯保証人変更申請書	50
第12号	返還猶予申請書	38	第29号	休学・停学・復学・留年届	51
第20号	業務従事届	40			

長崎県介護福祉士修学資金貸付の概要

1. 目的、実施主体

この制度の目的は、介護福祉士指定養成施設（以下「養成校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付を行い、その修学を容易にすることにより、長崎県内の社会福祉施設等において介護福祉士の業務に従事する方を確保するとともに、その定着を図ろうとするものです。またこの貸付は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

2. 貸付対象者

以下の①～④すべてに該当する方です（募集時期によって、制限されることもあります）。

① 養成校に在学している方で、次のア～ウのいずれかに該当する方	
ア	長崎県内の養成校に在学している方（外国人留学生も含まれます）
イ	長崎県外の養成校に在学している方で長崎県に住民登録（かつ居住）をしている方
ウ	長崎県外の養成校に在学しており、学生となった年度の前年度に長崎県内の高校等に通学、住民登録（かつ居住）をしており、養成校進学のために転居をした方
※学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）に限る	
② 養成校卒業後に長崎県内で介護福祉士として介護等業務（注1）に従事しようとする方	
③ 家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方	
④ 次のア又はイのいずれかに該当する方	
ア	学業成績等が優秀と認められる方
イ	卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

- ※ 貸付を行えるのは在学学生のみですが、入学予定の方も入学見込みで申請できます（別途募集要項で指定します。）
- ※ 他の国庫補助（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練受講給付金等）事業との併用はできません。
- ※ 日本学生支援機構、長崎県奨学金、日本政策金融公庫「国の教育ローン」等の貸与型奨学金等との併用は可能ですが、本件貸付を含め必要な範囲内に限られます。
- ※ 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合は、原則減免制度を利用する必要があります。その場合減免相当額を調整、差引して本件貸付を行います。詳細は後記「3.貸付額、条件」を参照して下さい。

注1：介護等業務とは

昭和63年2月12日社第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。（P20～21参照）

3. 貸付額、条件

貸付額 (上限額)	学費 月額 50,000 円 以内 入学準備金 200,000 円 以内 (初回の貸付時に限る) 就職準備金 200,000 円 以内 (最終回の貸付時に限る) 国家試験受験対策費用 年額 40,000 円以内 (上限 2 年) 生活費加算 月額 下記(2)生活費加算額を参照 (上限 2 年) ※申請時居住地域、申請時年齢等によって異なります
資金用途	修学資金として授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費等の経費。なお生活費加算の場合は、生活費も含む。
貸付期間	養成校での在学予定期間とします。 ※卒業後介護等業務に従事している間は返還猶予となり、また一定期間継続従事した場合は返還免除となります。
貸付利子	無利子 (ただし最終返還期限を経過した場合は年3%の延滞利子が付されます)
貸付回数	一人当たり 1 回限り
交付	年間 2 回の分割交付 (5月と10月予定)。 貸付決定後に初回交付する場合は、別途交付時期を指定します。

【注意】

高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合は、原則減免制度を利用する必要があります。その場合の貸付額は、上記上限と下記範囲内で調整します。

学 費 = (授業料+各校納金) - 授業料減免額

入学準備金 = 入学金 - 入学金減免額

生活費加算は併用不可、就職準備金と国家試験受験対策費用は差引無。

《生活費加算について》

(1) 対象者

下記条件をすべて満たす必要があります。

① 生活保護受給世帯に属する方及びこれに準ずる方 (下記のいずれか)

- 1) 申込者が貸付申請時に生活保護世帯である
- 2) 申込者 (申込者が被扶養者の場合は扶養者) が前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合
 - ・ 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活保護世帯の場合、福祉事務所との調整を経て世帯分離が行われていること。

※ 高校生の場合、養成校入学と同時に世帯分離が行われることが必要です。

(2) 生活費加算額

1 月あたりの生活費加算の上限額は、貸付対象者の貸付申請時の住所地の生活扶助基準の居宅(第 1 類)基準額に対応する金額となります。(貸付申請する場合は千円未満切捨てとなります。) 具体的な金額は、県社協まで電話でお問い合わせ下さい。

【参考】長崎県内の級地区分は、下記の通り

2 級地-1=長崎市、2 級地-2=佐世保市、西海市

3 級地-1=諫早市、大村市、長与町、時津町、3 級地-2：前記以外の県内市町

2. 居住地は、養成校在学時の申請者の居住地で適用します。卒業予定の高校生の場合、養成校入学後の居住予定地で適用します。
3. 申請時の年齢は、卒業予定の高校生の場合、入学年度の 4 月 1 日現在の年齢で適用します。
4. 貸付後に居住地、年齢が変動しても、貸付期間中は本件交付金額の変更は行いません。

4. 連帯保証人

返還債務を負担することができる資力がある連帯保証人が1人必要です。

- ※ 原則として親権者等が連帯保証人となります。ただし、申請者が18歳に達していない場合は、申請者の法定代理人でなければなりません。
- ※ 上記法定代理人が返還債務を負担することが困難と見込まれる場合（年収が本件貸付上限額の概ね2倍以下の場合等）は、別途原則として長崎県内在住の別生計の連帯保証人の追加が必要です。
- ※ 貸付後に連帯保証人が死亡、自己破産など返還債務を負担する資力がなくなった時は、新しい連帯保証人の選任が必要になります。

留学生の連帯保証人は、原則養成校又は卒業後就業予定の事業法人又は各代表者等とします。

- ※ 財務状況が健全で保証能力を有する必要があります。
以下はその目安です（原則全てを満たす必要があります）。
【財務状況】①5年以上の業務実績、②自己資本比率（=自己資本÷総資産）10%以上、
【累積保証限度】
①（流動資産-流動負債）×20%、②決算時の現預金、③被保証人数 10名
◎目安を満たさない場合は、事前に、必ず県社協へご相談ください。
- ※ 労働基準法 16 条「賠償予定の禁止」、17 条「前借金相殺の禁止」に抵触しないよう、就学者の職業選択の自由を妨げない前提で連帯保証人となられてください。
- ※ 借受人の退学・卒業、退職等により借受人との関係がなくなるなど変化した場合や帰国等免除要件を満たさない場合でも、債務を負うリスクがあることをご理解のうえ、連帯保証人となられてください。

5. 貸付申請手続き

修学資金の貸付けを希望する修学生は、下記の書類を整え、在学する高校又は養成校へ募集要項等で指定する期日までに提出して下さい。各高校又は養成校は選定を行い、推薦書（様式第4号）を作成、添付し、県社協（介護貸付担当）へ指定の期日までに提出して下さい。

- ※ 進学予定の留学生は、進学予定の養成校の推薦書等申請書一式を養成校経由で提出下さい。

【申請時に提出いただく書類】 ※下記様式は、県社協ホームページよりダウンロードして作成して下さい。
※記入例を参照して、記入漏れがないよう留意して記入して下さい。

- (1) 申請チェックリスト（様式第1号）
- (2) 貸付申請書（様式第2号）
- (3) 個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- (4) 推薦書（様式第4号）（高校生の場合は高校、それ以外は養成校に作成を依頼して下さい）
- (5) 調査書（高校生、入学前の外国人留学生、在校生（1年生）は高校、入学前留学先のもの。
その他の在校生は養成校のもの。）
- (6) 住民票（申請者分：世帯全員及び本籍地の記載があり、個人番号のないもの）
※ 居住地にかかわらず本人、家計支持者（両親等）及びその被扶養者全員分が必要です。
- (7) 住民票（連帯保証人分：世帯全員及び本籍地の記載があり、個人番号のないもの）
※ 上記（6）申請者分住民票に記載されている場合、申請者分のみで可。
- (8) 家計支持者（両親等）の市町村発行の所得課税証明書
※ 所得の有無にかかわらず、原則父母双方が家計支持者になります。所得がない場合も、所得「0円」の証明書が必要です。所得のみでなく課税状況が証明されていることが必要です。
※ 必ず市町村の窓口で「課税所得額（課税標準額）」及び「市町村民税調整控除額」どちらも記載されている証明書の発行を依頼してください。
- (9) 連帯保証人の市町村発行の所得課税証明書（上記（8）と同一人であれば、提出は省略）
- (10) 生活費加算を申請する場合
 - ① 経済状況を証明する書類：
※ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書や課税・非課税証明書、国民年金保険料免除決定通知、国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決定通知書等
 - ② 生活保護世帯の場合のみ：福祉事務所長等の意見書（自立助長に係る意見）
 - ③ 生活保護世帯の場合のみ：福祉事務所長等が発行する保護変更決定通知書（世帯分離が確認できるもの）。高校生は、養成校入学時に提出。
- (11) その他（入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方は、雇用保険受給資格者証や離職票など離職日を確認できる書類を追加で添付して下さい。）

〈留学生の場合〉

- 要提出書類：上記（1）～（6）
- その他提出書類：在留カード写し、連帯保証人に係る法人決算書写し（直近3年分）、法人案内パンフレット（WAM NETやホームページで代用可能な決算書、パンフレットは省略可）。

【代表者等個人保証の場合（さらに追加する書類）】上記（7）、（9）

【貸付仮決定後（審査後）に提出いただく書類】 仮決定後に改めて提出の案内をいたします。

- (1) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 借用書（様式第10号）/申請者・保証人各直筆で住所、氏名を署名、押印。
※ 金額（合計、内訳）の訂正はできません。書損じの場合は、再作成して下さい。
※ 日付は記入しないで下さい（県社協が、後日に送金日を補記します）。
※ 必ず実印を押印下さい。
※ 非課税承認文書のため、収入印紙は貼付不要。
- (3) 本人名義の振込口座通帳の写し（表表紙とその裏の写し）
※ 銀行名・支店名・支店コード、口座番号、カタカナ口座名義が記載されているページをコピーして下さい。

6. 申請内容の審査、貸付契約の締結

1) 手続きの流れ

①	県社協	申請者に対し、審査結果の通知と借用書等の提出のお願いを養成校経由で行います。 ※借用書の提出のお願いは、仮決定者（申請が承認された者）のみ行います。 養成校に対し、「在学確認書」を送付します。
②	養成校	内容を確認のうえ、上記①の書類を申請者（仮決定者）に渡して下さい。 在学確認書の作成及び借用書等を取りまとめるうえ、県社協に提出してください。
	仮決定者	借用書等を準備し、期日を守って養成校に渡して下さい。
③	県社協	上記②の提出内容を確認し、本決定及び貸付契約の締結を行い、第1回送金を行います。 借受人に対し、「貸付決定通知書」及び「送金通知書」等を養成校経由で送付します。
④	養成校	内容を確認のうえ、上記③の書類を借受人に渡して下さい。
	借受人	上記③の書面内容を確認し、着金確認を行って下さい。

※予約生募集（入学前の申請者）の場合には、養成校への入学後（4月頃）に、仮決定者に対する借用書等の提出のお願い及び養成校に対する「在学確認書」の作成のお願いを行います。なお、①審査結果の通知は、審査後速やかに、高校生の場合には在学中の高校及び養成校あてに、外国人留学生の場合には養成校あてに送付します。

2) 留意点

- a) 申請内容の審査結果の理由は、開示しません。
- b) 以下申請時高校生の場合のみの留意点
 - ・ 志望校での不合格、入学辞退、進路変更等の場合、必ず県社協へ連絡して下さい。
 - ・ 進学に従って住民登録を変更した場合、住所変更届（様式第26号）を提出して下さい。
 - ・ 生活費加算の場合のみ：福祉事務所長等が発行する保護変更決定通知書（世帯分離が確認できるもの）を提出して下さい。

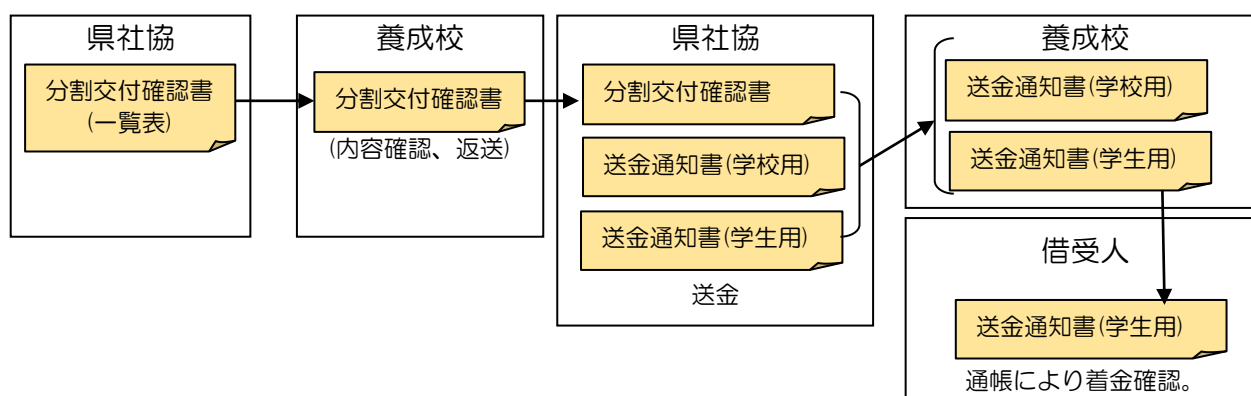
7. 貸付金の送金

県社協では、契約書類を確認したのち、下記のとおり送金手続きを行います。

【留意点】

- ① 分割交付は、原則年間2回（5月と10月予定）です。
- ② 送金先の口座は、本人名義の口座に限ります。
- ③ 分割交付の1回あたりの送金額は、承認月額×6ヶ月分です。
生活費加算の場合も同様に承認月額×6ヶ月分です。
- ④ 入学準備金は初回送金時に、就職準備金は最終学年10月の分割交付時に送金します。
- ⑤ 国家試験受験対策費用は、初回及び各年5月分に各年額を送金します。
- ⑥ 学校あてに分割交付確認書（一覧表）を送付しますので、それぞれ4月1日及び10月1日時点での学生（借受人）の在学状況を記入して下さい。
- ⑦ 高等教育の修学支援新制度の授業料等減免額が変動した場合は、送金額も変動します。
- ⑧ 退学、休学、復学、停学、留年や進路変更した場合は別の手続きが必要になります。

【年2回の分割送金のフロー】



8. 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

借受人等は、事由が発生後30日以内に辞退届（様式第23号）を県社協に提出して下さい。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (6) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

9. 貸付の休止

修学生が休学、停学、留年等の処分を受けたときは、その処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した（留年の場合は進級が追いついた）日の属する月の分までの修学資金の貸付けを、休止します。学費の未納や出席・修学状況が芳しくない場合は、送金を猶予する場合があります。

10. 返還

次の場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く）、貸付けを受けた修学資金の全額を原則として一括で返還しなければなりません。ただし、借受人の申し出があった場合は、県社協が認める期間内（貸付実施期間の2倍の年数内を目安）で1月毎の分割返還を認める場合があります。事由が発生した日から30日以内に、返還計画書（様式第24号）を県社協に提出して下さい。

借受人は、県社協から通知された返還通知書に従い、所定の期日までに返還しなければなりません。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず又は長崎県内において介護等業務に従事しなかったとき
- (3) 県内において介護等業務に従事しなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

11. 返還金の支払猶予

次の場合、その事由が継続している期間、修学資金の返還を猶予することができます。

返還金の支払猶予を申請しようとする方は、返還猶予申請書（様式第12号）に下記(1)～(3)に対応する関係書類を添えて、養成校、介護等施設・事業所等を通じて県社協へ提出して下さい。なお返還猶予できるのは、返還計画書等により既に返還期限が到来していないものに限りです。

- (1) 貸付契約を解除した後も引き続き養成校に在学しているとき〔在学証明書等〕
- (2) 長崎県内の社会福祉施設等において、介護等業務に従事しているとき〔業務従事届（様式第20号）〕
- (3) 借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認められるとき〔罹災証明、医師の診断書等の当該事情を疎明する資料〕

12. 返還債務の当然免除

次の場合、貸付額にかかる返還の債務全額（既に返還を受けた債務を除く）を免除します。

返還債務の当然免除を申請しようとする方は、返還免除申請書（様式第21号）に関係書類（当該事情を疎明する資料）を添えて、県社協へ提出して下さい。

(1) 次の要件をすべて満たす場合

- ① 養成校卒業から1年（やむを得ない事由により試験に不合格等となった場合は2年）以内に介護福祉士の資格を取得し、かつ長崎県内において介護等業務に従事。
- ② 介護福祉士として5年（過疎地域等特例の場合3年）間継続して県内で介護等業務に従事
※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に従事しているものとみなします。ただし業務従事期間には算入しません。
※5年、3年の在籍期間中に、それぞれ業務従事期間が900日以上又は540日以上が必要です。
※関係書類：業務従事届（様式第20号）

【過疎地等特例】 下記いずれかの状態で介護等業務に従事した場合

- ・過疎地域、離島及び中山間地域等に所在する事業所で介護等業務に従事
※参考として、巻末【参考】過疎地域等の範囲を記載しております。
- ・中高年離職者（入学時に45歳以上かつ、離職して2年以内の者をいう）が従事

(2) 介護職員等の業務として従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

※関係書類：死亡届（死亡診断書写し又は戸籍抄本写し等を含む）又は医師の診断書

13. 返還債務の裁量免除

次の場合、審査により修学資金の返還債務の全額又は一部が免除されます。

返還債務の裁量免除を申請しようとする方は、返還免除申請書（様式第21号）に関係書類を添えて、県社協へ提出して下さい。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき
…免除額は、返還債務額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 県内において、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上、介護等業務に従事したとき
…免除額は、返還債務額の一部

14. 貸付後の確認、届け出義務

(1) 定期確認、報告

- ①在学確認：養成校卒業までは、分割送金時に養成校を経由して、在学確認を行います。
（分割交付確認書）
- ②在職確認：養成校卒業かつ介護施設等に就職後は、毎年一定時期に、免除期間（5年もしくは3年）に達するまで、在職が継続しているかの確認を行います。
（業務従事届：様式第20号）

(2) 随時報告（各種異動発生時）

住所・氏名の変更、就労先の変更、退職、退職等の場合は、事由が発生した日から30日以内に報告が必要です。

(3) 契約解除、返還及び返還の猶予、免除の申請

前記8～13に該当する場合は、事由が発生した日から30日以内に申請が必要です。

(4) 在留資格の確認（留学生の場合のみ）

下記いずれの場合も、在留カードの写しをもってその報告が必要です。

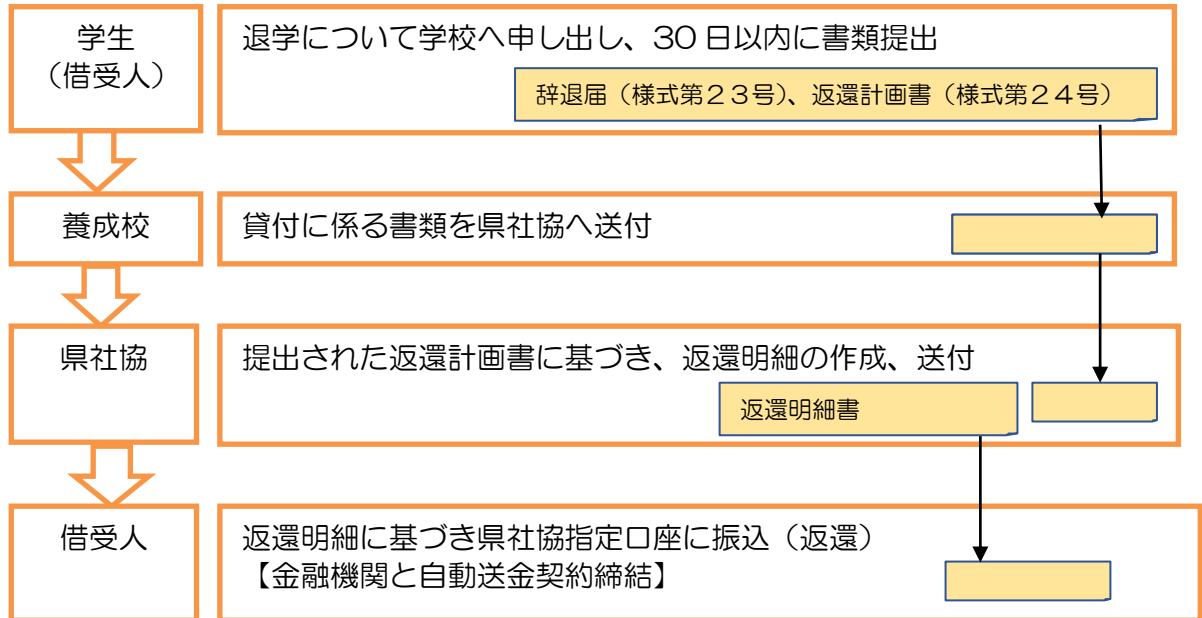
- ・在留資格の期限更新
- ・在留資格の変更（就職時に留学から介護へ）

注意：上記報告を怠ったことにより返還猶予事由が継続しているか等の状況が確認できない場合は、返還猶予が認められず、全額の返還が必要となります。

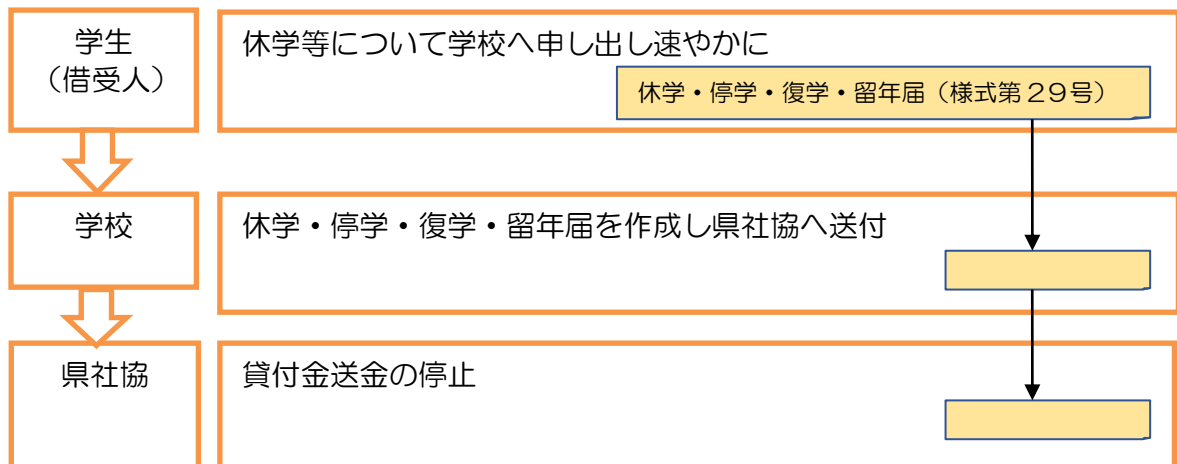
15. 貸付後の各種事由による手続きのフロー

(1) 在学中の手続き（随時）

① 退学、進路変更の場合（貸付金の返還）



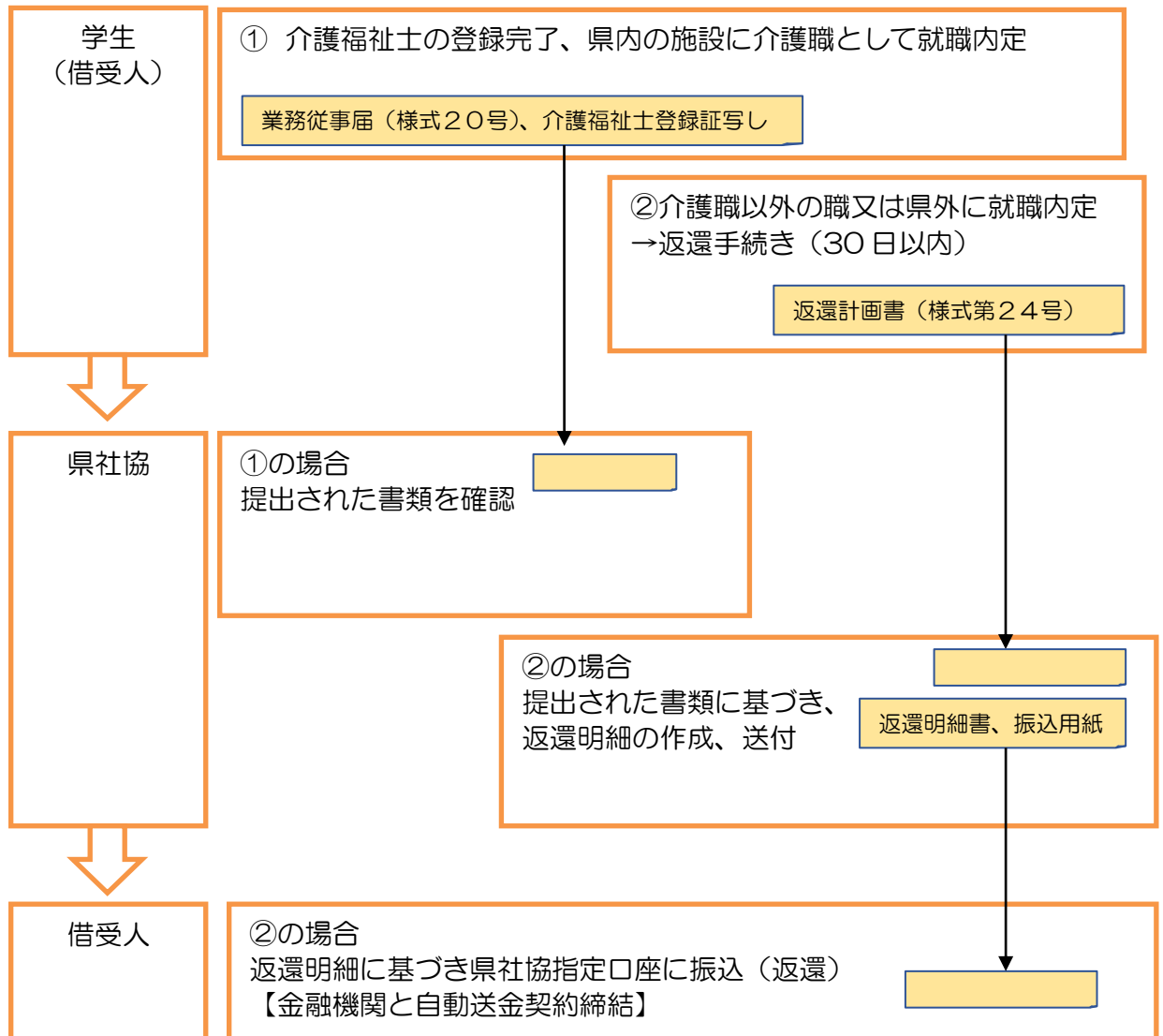
② 休学、停学、留年の場合（貸付の停止）



※ 復学の時は、休学・停学・復学・留年届（様式第29号）を学校へ提出して下さい。
県社協で届け出を受理した後、貸付金の送金を再開します。

※ 心身故障や学業不振等の状況が著しい場合は、契約解除となることもあります。

③ 卒業時の手続き（4月～5月）

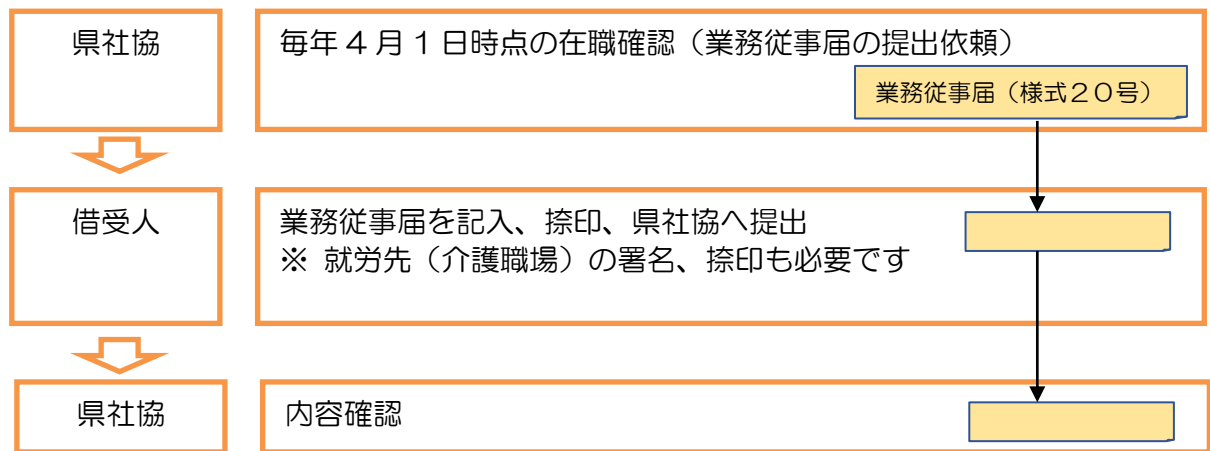


留意点

- ・ 介護福祉士登録し、かつ介護業務に従事している期間は返還猶予となります。
- ・ 返還が発生する場合は 30 日以内に返還計画書を提出しなければなりません。
- ・ ①、②の書類を、卒業した年の 4～5 月（県社協が指定した日）までに県社協へ送付して下さい。

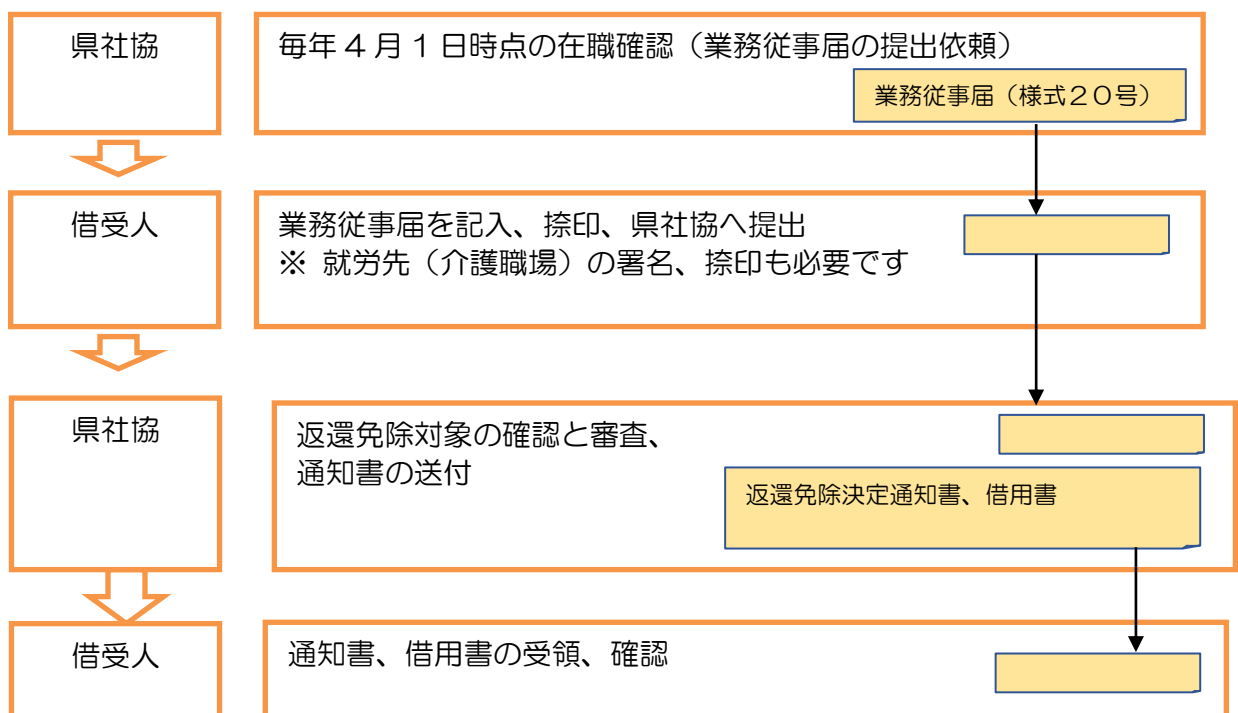
(2) 就職後の手続き

① 在職の届出（毎年4月）



以後、5年間（過疎地勤務、中高齢者は3年間）介護等業務に従事した場合

② 返還免除の手続き

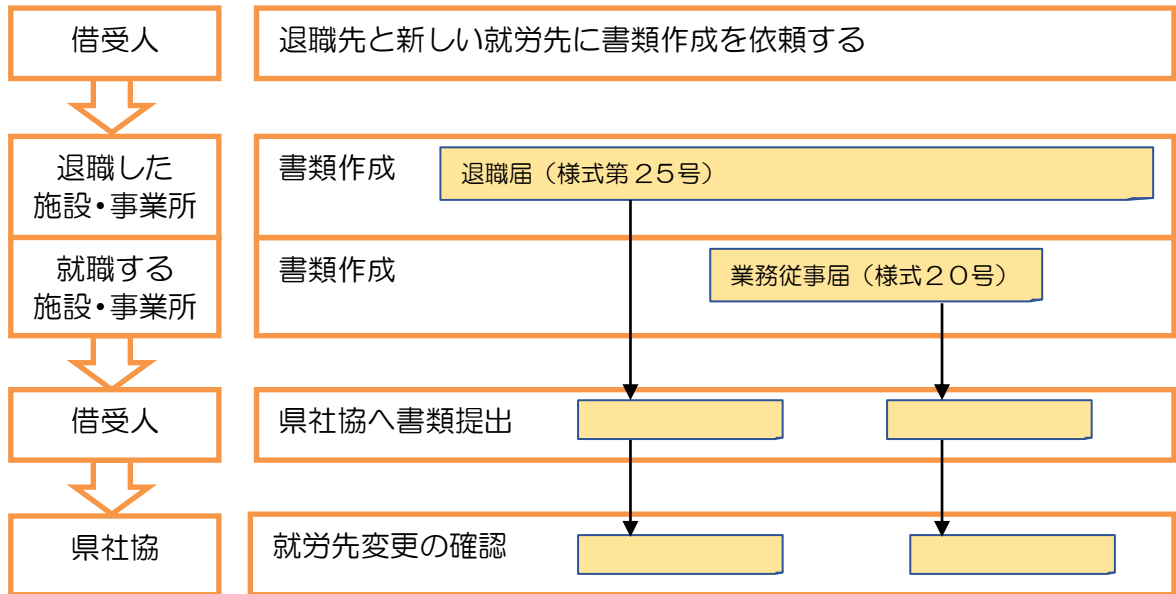


留意点

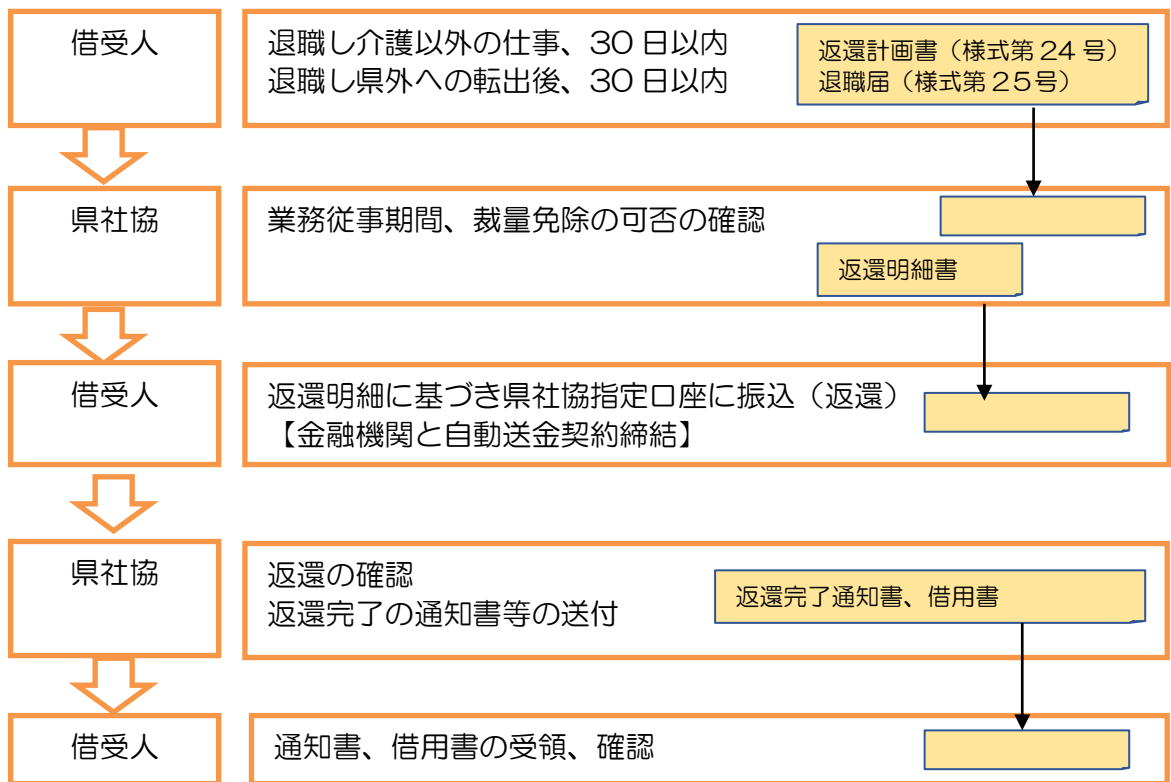
- 毎年の業務従事届提出において、返還免除に該当した場合は上記のとおり県社協で免除決定を行います。返還免除決定通知書が到着していない間は、返還免除となりません。免除に必要な業務従事期間後に6か月経過しても返還免除決定通知書が到着しない場合は、県社協へご照会下さい。

ポイント：変動がある場合、まず事前にお電話下さい。

③介護職に転職した時の手続き



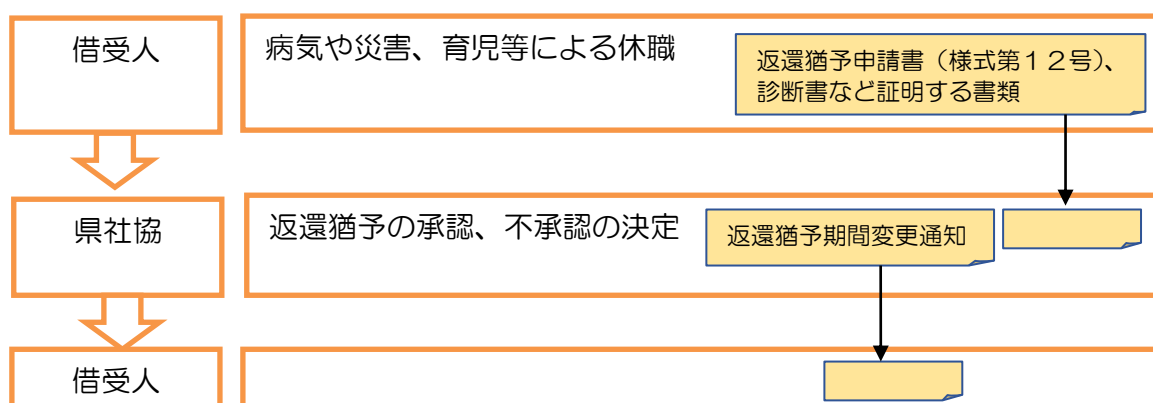
④介護職以外の仕事に就くとき（貸付金の返還）



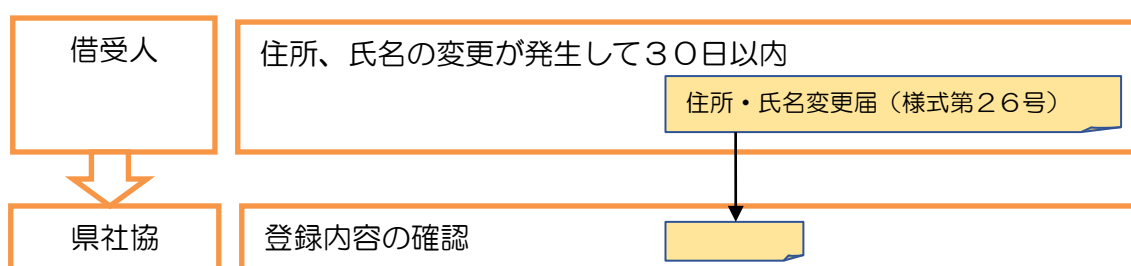
留意点

- ・介護職に転職する場合は、引き続き返還猶予となりますが、再就職までに無職の期間がある場合は、返還猶予申請書(様式第12号)を提出して下さい。
- ・介護以外の仕事に転職する時、県外へ異動する時は返還の対象となります。ただし、一定期間介護の仕事をしてきた場合は、審査により一部免除される場合もあります。事前に県社協へご相談下さい。
- ・会社内の人事異動等により、借受人の意思によらず、県外で介護等業務に従事した場合は、免除期間として算入します。

⑤病気や育休、災害等で仕事を休む場合



⑥住所、氏名が変更になった場合



【各手続きでの留意点】

- 就業先事業所には、返還免除に達するまで毎年在職確認が行われる旨を了解を得ておいて下さい。県社協から受け取った毎年3月～4月頃時点の業務従事届を就職先事業所と共同して作成して下さい。
- 貸付金の返還は原則として一括返還です。ただし、県社協が認める場合は月賦での返還も可能です。月賦返還の返還期間は、貸付実施期間の2倍の年数内が目安です。個別のケースで県社協が認める範囲も相違します。事前に県社協に相談下さい。
- 貸付期間より長く介護等業務に従事した後に、転職等で介護以外の業務に従事した場合、審査により貸付額の一部が返還免除になる場合もあります（裁量免除）。免除を受けるには、返還免除申請書の提出が必要です。事前に県社協へご相談下さい。
- 業務上の理由により、死亡又は業務に起因する心身の故障のため、業務に従事できなくなったときは返還免除対象要件となりますので、県社協までご相談下さい（業務外の理由での場合は返還免除対象となりません）。
- 業務期間中に災害や病気等で休業する場合、返還猶予申請書に必要書類を添え県社協へ送付下さい。猶予期間は業務従事期間には数えませんが、返還は猶予されます。
- 連帯保証人が死亡した場合や、自己破産した場合など、債務負担能力がなくなった場合は、死亡届、死亡診断書等と共に連帯保証人変更申請書、所得証明書を県社協へ送付下さい。

16. 規程、手引き、様式リンク集

長崎県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。
様式は改訂されることがあります。最新の様式は同ホームページに掲載いたします。

- ・長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程
- ・長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業（修学資金）の手引き
- ・各種様式（下記一覧）

様式No.	様式名（略称）	以下PDF版	その他
第 1号	申請チェックリスト		
第 2号	貸付申請書		
第 3号	個人情報の取扱同意書		
第 4号	推薦書		Word 版
第 7号	在学証明書		
第 9号	意見書（福祉事務所）		
第10号	借用書		
第12号	返還猶予申請書		
第20号	業務従事届		
第21号	返還免除申請書		
第23号	辞退届		
第24号	返還計画書		
第25号	退職届		
第26号	住所・氏名 変更届		
第27号	死亡届		
第28号	連帯保証人変更申請書		
第29号	休学・停学・復学・留年届		

17. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次の通りです。

【申請・問い合わせ先】

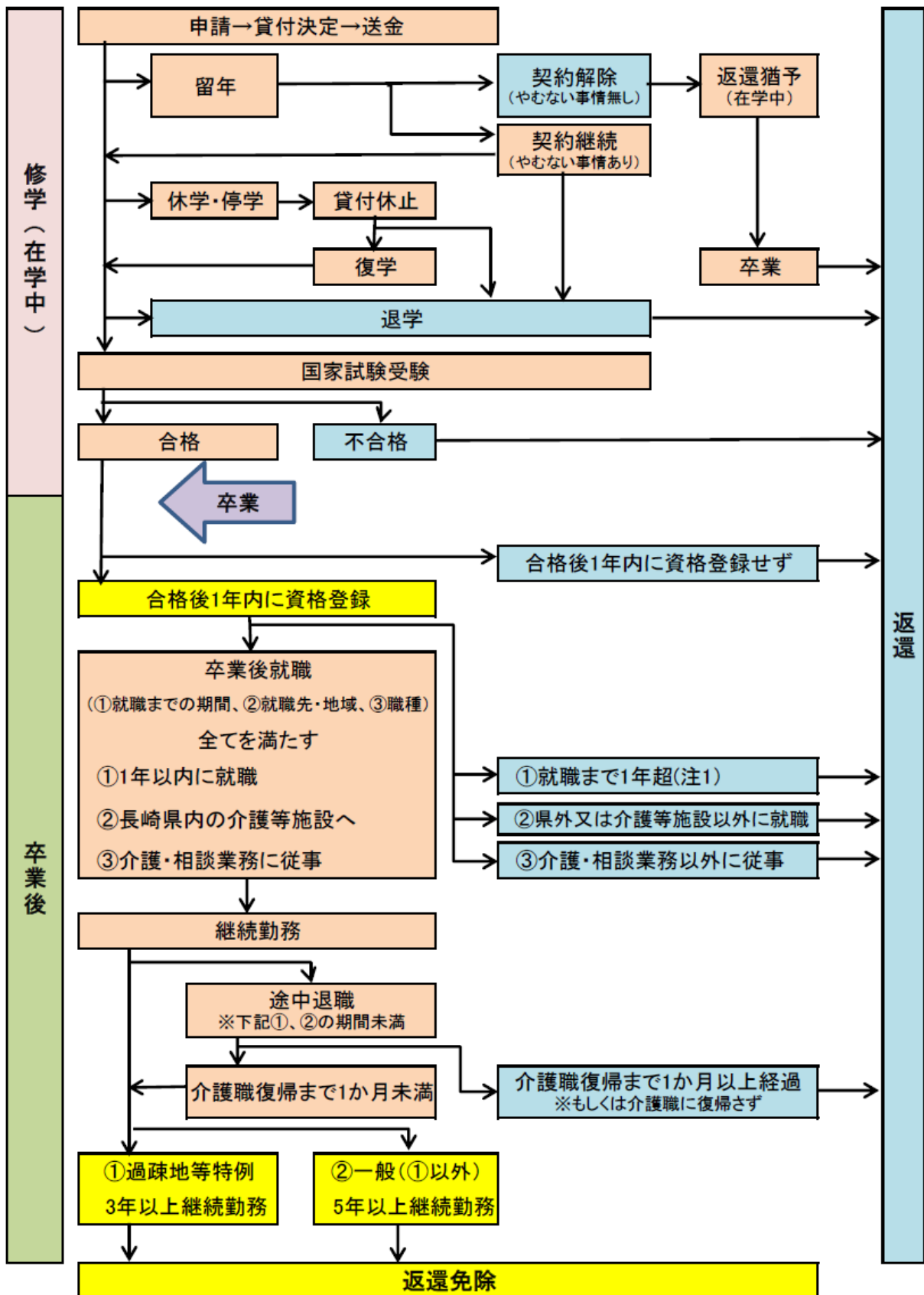
〒852-8555 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 介護貸付担当 宛て
TEL 095-846-8656

【参考】過疎地域等の範囲

市町内の全域が過疎地域等に該当する
島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町、新上五島町
市町内の一部が過疎地域等に該当する
長崎市、佐世保市、諫早市、大村市
過疎地域等に該当しない
長与町、時津町、波佐見町

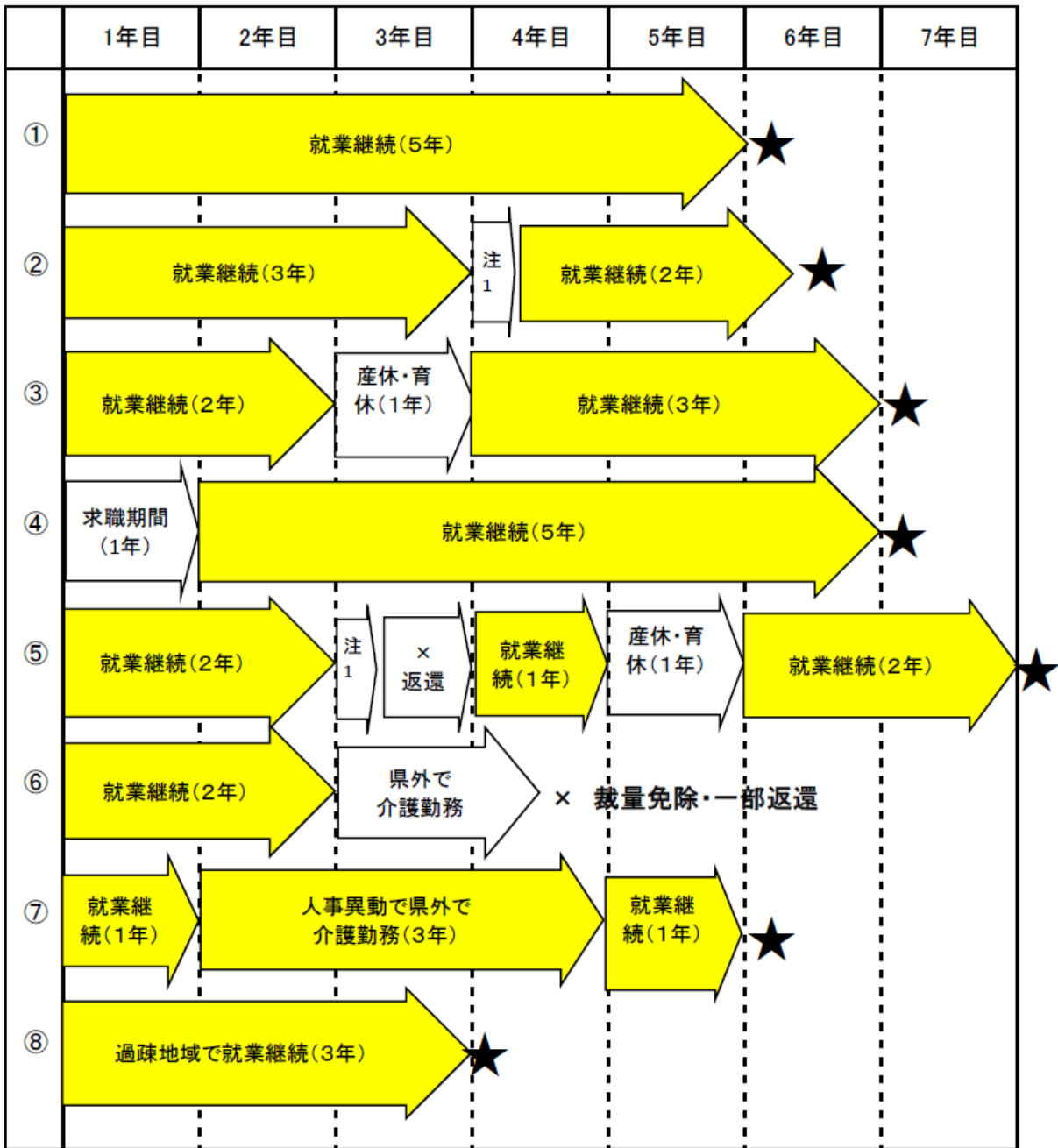
※詳細は、県社協のホームページでご確認ください。

【参考:介護福祉士修学資金貸付での全体フロー図】



注1:他の職種に就職した方で、将来返還免除対象業務に従事する意志ありと認められる場合は、卒業した日から2年以内の期間まで返還免除対象業務への従事を猶予します。

【参考:介護福祉士修学資金貸付での就業継続の考え方】



★ = 返還免除期間到達

期間の要件 5年……在職期間が通算1,825日以上、かつ、業務従事期間が900日以上
 3年……在職期間が通算1,095日以上、かつ、業務従事期間が540日以上

注1:途中退職後の再就職までの休職期間は、原則1か月までを猶予期間とする。

※返還免除対象期間の始期は、下記のいずれかの遅い方

- 1.返還免除対象業務に従事し始めたとき
- 2.介護福祉士の登録日

介護福祉士修学資金貸付 Q&A

Q01	養成施設等とはどのような施設ですか。長崎県内の施設を教えてください。
A01	<p>養成施設等とは、介護福祉士等の養成を目的としています。社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した施設です。</p> <p>なお、長崎県内で新規募集する養成施設等は下記のとおりです。</p> <p>申し込み時点での養成施設等及び県外の対象となる養成施設等については、進学される養成施設にご確認下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>4年制：長崎純心大学、長崎国際大学</p> <p>2年制：長崎短期大学、こころ医療福祉専門学校、こころ医療福祉専門学校壱岐校、長崎医療こども専門学校</p> </div>
Q02	貸付を申請する場合、どのようにすればいいですか。
A02	<p>養成施設等に入学後、養成施設等に申し出て、制度の概要の説明を受け、申請に必要な書類を受け取って下さい。申請は、養成施設の推薦が要件となります。申請手続きは、養成施設のとりまとめを経て、長崎県社協に対し行われることとなります。</p> <p>高校生の場合は、養成施設等ではなく高校を通じて申請を行って下さい。</p>
Q03	入学時ではなく、次学年（例えば2年次）以降からの借入れはできますか
A03	<p>可能です。</p> <p>ただし、途中年度からの借入れのため入学準備金の借入れはできません。</p>
Q04	働きながら通信課程を受講します。そのような場合においても、申請できますか。
A04	<p>可能です。ただし、本件貸付の必要性について総合的に審査します。</p> <p>また就職準備金については現在免除要件の施設で働いている場合は借入れできません。現在返還免除対象外の業務に従事しており卒業後転職が必要な場合は、借入れできます。</p>
Q05	生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。
A05	<p>生活福祉資金に限らず、母子父子福祉資金、職業訓練給付等の国庫補助事業等との併給はできません。</p> <p>なお日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、その併給を認めています。ただし、本件貸付を含め必要な範囲内（原則本件で不足する学費の範囲内）に限られます。</p> <p>高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合、原則減免制度を利用する必要があります。その場合減免相当額を調整、差引し本件貸付を行います。</p>
Q06	養成施設等を休学、停学、留年した場合は、その期間の貸付は受けられますか。
A06	<p>休学、停学、留年の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した（留年の場合は進級が追いついた段階）日の属する月の分までの修学資金の貸付は、行いません。既に貸付を受けている場合は、次回の交付額を休学又は退学の期間に応じて減額します。なお休学等の状況によっては、返還が必要な場合もあります。Q07を参照下さい。</p>

Q07	留年した場合はどうなりますか。
A07	<p>学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付金を停止します。なお、借入した修学資金は、返還となりますが引き続き養成施設等に在学しているときは返還の猶予ができます。同様の理由で休学、停学を経た場合も、同様の猶予、返還となります。</p> <p>また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により留年となった場合は、貸付金の交付を続けますが、契約した貸付期間の延長はいたしません。</p>
Q08	退学した場合はどうなりますか。
A08	貸付を停止し、既に借受けた金額を返還していただきます。
Q09	在学中に死亡した場合、又は心身の故障により将来に渡って介護等業務に従事する見込みがないときはどうなりますか。
A09	原則として返還の対象となります。借入した修学資金は、相続人及び連帯保証人が引き継ぐこととなります。ただし、相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q10	卒業後に死亡した場合、又は心身の故障により介護等業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A10	<p>業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。</p> <p>また、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。</p>
Q11	連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が発生したときはどうなりますか。
A11	その理由が生じた日から起算して30日以内に新たな連帯保証人を立てていただきます。
Q12	貸付けを受けたお金の返還に要する期間（返還期間）は何年間ですか。
A12	修学資金を返還しなければならない理由が生じた日の属する月の翌月から県社協が認める期間（貸付実施期間の2倍の年数内を目安）の期間内に分割して返還していただきます。
Q13	貸付けを受けたお金の利子は付きますか。
A13	本修学資金は無利子の制度です。しかし、定められた返還期間内に返還しなかった場合は、返還できなかった元金に対して年利3.0パーセントの延滞利子が付されます。
Q14	養成施設等を卒業後に、更に別の学校等に進学する場合はどうなりますか。
A14	社会福祉士指定養成施設において修学する場合のみ、「返還猶予申請書」の提出で返還は猶予されます。

Q15	卒業後、介護福祉士の資格は取得したが、その後1年以上就職又は返済免除業務への従事ができなかったときはどうなりますか。
A15	就職まで1年以上かかった場合、卒業から1年を経過した時点で返済開始となります。しかし、就職して介護等業務に従事したときは、そこから返還を猶予することができます。すでに返済した貸付金は、免除にはなりません。 なお卒業後他の職種に就職した方で、将来介護等業務に従事する意志ありと認められる場合は、卒業した日から2年以内の期間まで介護等業務への従事を猶予します。
Q16	介護等業務に就いたが、雇用形態が常勤でない場合はどうなりますか。
A16	パート等の常勤でない形態で従事した場合でも、事業所等に登録した期間が通算1,825日以上あり、かつ介護等業務に従事した期間が900日以上である場合は免除の対象となります。途中で事業所を変更した場合は、継続している必要があり、同時に2つ以上の事業所等において介護等業務に従事した期間は1つの期間として計算し、通算しないものとします。また、1日あたりの就業時間が短時間であっても1日として計算します。
Q17	就業していた福祉施設を辞め、別の福祉施設で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A17	長崎県内の介護等業務であれば対象になります。ただし、連続して勤務していると認められる場合に限り（離職期間は最長1か月以内が目安です）。前業務先の「退職届（第25号）」と新業務先の「業務従事届（第20号）」を県社協へ提出して下さい。届け出を怠った場合には返還が必要になることもありますので、留意ください。
Q18	返還免除要件（5年間の介護等の業務への従事）における「5年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A18	返還免除要件における「5年間」は、原則として連続している必要があります。ただし当初就職した事務所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事情がある場合には連続とみなします（離職期間は最長1か月以内が目安です）。
Q19	返還免除対象の業務従事期間について、「業務従事開始日」及び「登録日」からのいずれの日から算定できますか。
A19	「業務従事開始日」または「登録日」のいずれか遅い方から算定します。
Q20	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められないことになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A20	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。
Q21	業務従事期間について、養成校卒業後、過疎地（3年未満）と通常地域（5年未満）双方にて勤務を行った場合、返還免除要件を満たすことになりますか。
A21	過疎地域での免除要件の3年は、あくまでも連続した業務従事期間が必要となります。例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点ではじめて免除要件を満たすものとなります。

【参考】別添 2 概要-介護等業務 ②

昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号』
詳細は、上記通知を参照願います

2.介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等（別添 2-概要）

介護等の業務の範囲(介護福祉士)			
番号	施設・事業所等種別	職種等名	
(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
	児童発達支援センター		
	障害児入所施設		
	知的障害児施設		
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設		
	肢体不自由児施設		
	重症心身障害児施設		
(2)	身体障害者更生援護施設	主たる業務が介護等である者	
	身体障害者更生施設		
	身体障害者療護施設		
	身体障害者授産施設		
	地域活動支援センターを行う事業所		
	障害者支援施設		
(3)	救護施設	介護職員	
	更生施設		
(4)	老人デイサービスセンター	介護職員	
	老人短期入所施設		
	特別養護老人ホーム		
(5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護	主たる業務が介護等である者	
(6)	障害福祉サービスを行う事業所	居宅介護	主たる業務が介護等である者
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		生活介護	
		短期入所	
		自立訓練	
		就労移行支援	
		就労継続支援	
		重度障害者等包括支援	
		共同生活援助	
療養介護			
(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者	
(8)	指定訪問介護	訪問介護員等	
	指定介護予防訪問介護		
(9)	指定通所介護	介護職員	
	指定介護予防通所介護		
	指定短期入所生活介護		
	指定介護予防短期入所生活介護（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）		
(10)	指定訪問入浴介護	介護職員	
	指定介護予防訪問入浴介護		
(11)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等	
(12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員	

番号	施設・事業所等種別	職種等名
(13)	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
(14)	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従事者
(15)	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従事者
(16)	指定複合型サービス	介護従業者
(17)	指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
(18)	指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	介護職員
(19)	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
(20)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
(21)	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟、又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
(22)	「老人病棟老人入院基本料（１～４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
(23)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
(24)	ハンセン病療養所	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
(25)	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
(26)	労災特別介護施設	介護職員
(27)	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入居者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
(28)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(29)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(30)	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(31)	日中一時支援 訪問入浴サービス	主たる業務が介護等の業務である者 介護職員
(32)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
(33)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
(34)	原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業	介護職員
(35)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
(36)	—	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

様式集

様式は、長崎県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。
様式は改訂されることがあります。最新の様式は同ホームページに掲載いたします。

様式第1号（修学資金）

提出書類と一緒に、本チェックリストも高校、留学先又は養成校の担当者様へ提出して下さい。

【高校、留学先又は養成校の担当者様へ】

上記の書類が全て揃ったらこのチェックリストと申請書を県社協へ送って下さい。

申請チェックリスト（修学資金）

高校、留学先又は養成校名		申請者 氏名	
高校、留学先又は養成校担当者名			

【書類が揃ったかのチェックと各記載内容の確認チェック】

最終提出するときは、下記順番で書類を並べて下さい。

共通	各種様式への記載は、各種記載例を参照し記入したか。		<input type="checkbox"/>
	記入すべき項目でのブランク（記入漏れ）はないか		<input type="checkbox"/>
書類が揃っているかのチェック		各書類の記載内容のチェック	
<input type="checkbox"/>	1号	申請チェックリスト:本票	チェックの漏れは無い（最後にチェック） <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2号	貸付申請書：1/2枚目	署名・押印したか：1か所（申請者） <input type="checkbox"/> 生活費加算を利用する場合、居住地、年齢により月額限度額が異なります。募集要項等で確認したか。また期間は2年内か。 入学後の世帯分離について、福祉事務所との調整は済んでいるか。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2号	貸付申請書：2/2枚目	家族欄は、注意事項に従い、家計維持者（両親等）及びその被扶養者（別居人も含む）及びその同居人全員分を記入しているか。 <input type="checkbox"/> 署名・押印したか：1か所（連帯保証人）【注】 <input type="checkbox"/> 申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者等）か <input type="checkbox"/> 連帯保証人の年収が貸付希望額の2倍未満の場合は、別途長崎県内在住の別生計の連帯保証人を追加しているか。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3号	個人情報の取扱同意書	署名・押印したか：2か所（申請者・連帯保証人）【注】 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	4号	推薦書	署名・押印したか：1か所（高校又は養成校） <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	-	調査書	高校生、入学前の外国人留学生、在校生（1年生）は高校、入学前留学先のもの。その他の在校生は養成校のもの。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	-	住民票 （申請者及びその世帯）	本人、家計支持者（両親等）及びその被扶養者（別居人も含む）及びその同居人全員分を添付しているか。 <input type="checkbox"/> <u>世帯全員、本籍地を含む。個人番号は含めない。</u> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	-	住民票（連帯保証人）	<u>世帯全員、本籍地を含む。個人番号は含めない。</u> 上記申請者住民票に記載されている場合、申請者分のみで可。 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	-	所得課税証明書 （生計支持者） （連帯保証人）	所得の有無にかかわらず、原則父母双方が生計支持者になります。 <u>所得がない場合も、所得「0円」の証明書が必要です。所得のみでなく課税状況が証明されていること。</u> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	-	その他(生活費加算の場合など)	手引きに従った書類を添付しているか <input type="checkbox"/>

【注】連帯保証人が2名必要な場合は、署名・押印、印鑑登録証明書等が1か所増えます。

貸付番号 (県社協使用欄)	
------------------	--

様式第2号 (修学資金-1/4枚目)

記入例(白地様式は次頁)

長崎県介護福祉士修学資金貸付申請書

令和 **5** 年 **10** 月 **20** 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	ナガサキ ハナコ		性別	生年月日		
	氏名	長崎 花子	長崎	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 17年 6月 3日生 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 (18歳)		
	住所	〒 852-9999 長崎市茂里町99-99					
		携帯電話	090(9999) 9999		自宅電話	095(999) 9999	
最終学歴	(現在高校生の場合は、在校名と卒業見込み年月)			平成・ 令和 6年 3月 平和高等 学校卒			
養成校名 (学科・専攻記載) ※高校生は志望校	出島福祉短期大学 健康福祉学科 社会福祉コース				通学区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	
高校生のみ記入	進学後転居の予定 <input type="checkbox"/> 無し、 <input type="checkbox"/> 有り (転居予定地 県 市・郡)						
在校生のみ記入	入学年月	平成・ 令和 6年 4月		現在第 1 学年	卒業予定	令和 8年 3月	
借入希望期間金額	令和 6年 4月から令和 8年 3月 まで (24か月)						
	①月額分累計	1,200 千円		内訳 (月額 50 千円 × 24 か月) ※月額5万円以内、期間は借入期間同様			
	②入学準備金	200 千円		※20万円以内 初回加算			
	③就職準備金	200 千円		※20万円以内 最終回加算			
	④国家試験 受験対策費用	80 千円		内訳 (年額 40 千円 × 2 年) ※年額4万円以内、期間は上限2年			
	⑤生活費加算	千円		内訳 (月額 千円 × か月) ※生活保護世帯等に限る ※月額は募集要項範囲内、期間は上限2年			
⑥合計 (①~⑤)	1,680 千円		①+②+③+④+⑤				
国庫補助金事業等の借入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 借入なし、 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金、 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> その他借入 ()						
本件以外の貸与型奨学金の利用(含む見込み)	<input type="checkbox"/> 無、 <input checked="" type="checkbox"/> 有： <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構、 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> その他 () 卒業までの利用予定額 720 千円 (内訳 30 千円 × 24 回)						
授業料等減免、給付型奨学金の利用(含む見込み)	<input checked="" type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅰ区分 (支援額 3/3) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅱ区分 (支援額 2/3) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅲ区分 (支援額 1/3)						

※ 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合、原則減免制度を利用する必要があります。その場合減免相当額を調整、差引して本件貸付を行います。上記「借入希望金額」欄は、差引く前の希望金額を記入ください。

家計支持者（収入の有無にかかわらず原則父母双方）

記入例（白地様式は次頁）

様式第2号（修学資金-2/4 枚目）

生計を一にする家族の状況 ※ 外国人留学生は記入不要		注意)①家計支持者（両親等）の被扶養者全員（同居、別居にかかわらず）を記載。②被扶養にかかわらず、家計支持者と同居者全員を記入、③行が不足する場合は、別途適宜の用紙を添付して下さい。※両親が家計支持者になる場合、所得有無にかかわらず父母双方を家計支持者とみなし、父母それぞれの所得証明書（含む「所得0円」の提出が必要です。			
続柄	氏名	年齢	勤務先名・職種 （学校名・学年）	同居・別居	年間収入額 （単位千円）
本人	長崎 花子	18	平和高校3年	<input checked="" type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	0
父	長崎 太郎	56	九十九島商事株式会社長崎支社	<input type="checkbox"/> 同・ <input checked="" type="checkbox"/> 別	4,326
母	長崎 洋子	50	無職	<input checked="" type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	0
兄	長崎 一郎	21	出島大学3年	<input checked="" type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	0
弟	長崎 次郎	15	平和高校1年	<input checked="" type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	0

上記注意事項に従い、関係者全員を記載し、かつ全員分の住民票が必要です。
両親が家計支持者の場合、収入の有無にかかわらず父母のそれぞれの所得証明（含む「所得0円」の証明）が必要です。
年間収入額は、所得等の控除前の「収入金額」を記入して下さい。

住所等	〒 _____	【親等が別居の場合のみ記入】
	携帯電話 ()	自宅電話 ()

連帯保証人	フリガナ	ナガサキ タロウ	本人との続柄	生年月日	
	氏名	長崎 太郎	父	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 42年 3月 5日生 <input type="checkbox"/> 平成 (56歳)	
	住所等	〒 852-9999 長崎市茂里町99-99			
		携帯電話	090 (8888) 8888	自宅電話	095 (999) 9999
	勤務先名称住所等	名称	九十九島商事株式会社長崎支社	年間収入額	4,326,000円
	住所等	〒 852-9999 長崎市茂里町77-77 電話 095 (777) 7777			

注) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名は当該法定代理人でなければなりません。

年間収入額は、所得等の控除前の「収入金額」を記入して下さい。

下記は、保証人が2名以上の場合のみ使用。

連帯保証人	フリガナ		本人との続柄	生年月日	
	氏名			<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)	
	住所等	〒 _____			
		携帯電話	()	自宅電話	()
	勤務先名称住所等	名称		年間収入額	
	住所等	〒 _____ 電話 ()			

※ 法人保証の場合は、4/4 枚目に記入して下さい。

介護福祉士として働くことに対する想い

修学資金等は、「中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者」に貸付を行うこととしています。

それをふまえて、介護福祉士を目指そうと思った理由や、どんな介護福祉士になりたいか等を記述して下さい。

氏名	長崎 花子
----	--------------

【外国人留学生の場合は、本書面は提出不要】

介護福祉士になろうと思った理由やどんな介護福祉士になりたいか等を記述（300字程度）

例）私は、～（途中省略）

～介護福祉士になりたいです。

様式第2号（修学資金－4/4 枚目）

【法人保証でない場合は、本書面は提出不要】

連帯保証人	フリガナ	シャカイフクシホウジン モリカイ		法人印
	法人名 代表者名	社会福祉法人 茂里会 理事長 茂里 一郎		
	所在地	〒 852-9999 長崎市茂里町66-66		
	電話	095 (666) 6666	担当者名	茂里 花子

貸付番号 (県社協使用欄)	
------------------	--

様式第2号(修学資金-1/4枚目)

長崎県介護福祉士修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		性別	生年月日		
	氏名	㊟	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生 (歳)	
	住所	〒 _____				
		携帯電話	()	自宅電話	()	
最終学歴	(現在高校生の場合は、在高校名と卒業見込み年月)		平成・令和 年 月	学校卒		
養成校名 (学科・専攻記載) ※高校生は志望校				通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	
高校生のみ記入	進学後転居の予定 <input type="checkbox"/> 無し、 <input type="checkbox"/> 有り(転居予定地 県 市・郡)					
在校生のみ記入	入学年月	平成・令和 年 月	現在第 学年	卒業予定	令和 年 月	

借入希望期間金額	令和 年 月 から令和 年 月 まで (か月)					
	①月額分累計	千円	内訳(月額 千円× か月) ※月額5万円以内、期間は借入期間同様			
	②入学準備金	千円	※20万円以内 初回加算			
	③就職準備金	千円	※20万円以内 最終回加算			
	④国家試験受験対策費用	千円	内訳(年額 千円× 年) ※年額4万円以内、期間は上限2年			
	⑤生活費加算	千円	内訳(月額 千円× か月) ※生活保護世帯等に限る ※月額は募集要項範囲内、期間は上限2年			
⑥合計(①~⑤)	千円	①+②+③+④+⑤				
国庫補助金事業等の借入状況	<input type="checkbox"/> 借入なし、 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金、 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> その他借入()					
本件以外の貸与型奨学金の利用(含む見込み)	<input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構、 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> その他() 卒業までの利用予定額 千円(内訳)					
授業料等減免、給付型奨学金の利用(含む見込み)	<input type="checkbox"/> 無、 <input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅰ区分(支援額3/3) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅱ区分(支援額2/3) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構基準第Ⅲ区分(支援額1/3)					

※ 高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用できる場合、原則減免制度を利用する必要があります。その場合減免相当額を調整、差引して本件貸付を行います。上記「借入希望金額」欄は、差引く前の希望金額を記入ください。

様式第2号（修学資金-2/4枚目）

生計を一にする家族の状況 ※ 外国人留学生は記入不要		注意)①家計支持者（両親等）の被扶養者全員（同居、別居にかかわらず）を記載。②被扶養にかかわらず、家計支持者の同居者全員を記入、③行が不足する場合は、別途適宜の用紙を添付して下さい。※両親が家計支持者になる場合、所得有無にかかわらず父母双方を家計支持者とみなし、父母それぞれの所得証明書（含む「所得0円」の提出が必要です。			
続柄	氏名	年齢	勤務先名・職種 （学校名・学年）	同居 ・別居	年間収入額 （単位千円）
本人				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
				<input type="checkbox"/> 同・ <input type="checkbox"/> 別	
住所等	〒 _____ 【親等が別居の場合のみ記入】				
	携帯電話	()	自宅電話	()	

連帯保証人	フリガナ			本人との続柄	生年月日	
	氏名	Ⓜ			<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日生
					<input type="checkbox"/> 平成	(歳)
	住所等	〒 _____				
		携帯電話	()	自宅電話	()	
勤務先名称住所等	名称			年間収入額		
	住所等	〒 _____				
		電話 ()				

注) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名は当該法定代理人でなければなりません。

下記は、保証人が2名以上の場合のみ使用。

連帯保証人	フリガナ			本人との続柄	生年月日	
	氏名	Ⓜ			<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日生
					<input type="checkbox"/> 平成	(歳)
	住所等	〒 _____				
		携帯電話	()	自宅電話	()	
勤務先名称住所等	名称			年間収入額	千円	
	住所等	〒 _____				
		電話 ()				

※ 法人保証の場合は、4/4枚目に記入して下さい。

様式第2号（修学資金－4/4 枚目）

【法人保証でない場合は、本書面は提出不要】

連帯保証人	フリガナ				法人印
	法人名 代表者名				
	所在地	〒 _____			
	電話	()	担当者名		

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。
2. 個人情報の取得について
本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。
3. 個人情報の利用について
本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。
4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について
本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。
 - ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
 - ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
 - ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
5. 個人情報の管理について
本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。
6. 個人情報の本人への開示について
本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 5 年 10 月 20 日

貸付申請者
(本人自筆)

長崎 花子



令和 5 年 10 月 20 日

連帯保証人
(本人自筆)

長崎 太郎



令和 年 月 日

連帯保証人
(本人自筆)



※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名捺印し、日付を記載して下さい。

様式第3号（長崎県介護福祉士修学資金等貸付共通）

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。
2. 個人情報の取得について
本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。
3. 個人情報の利用について
本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。
4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について
本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。
 - ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
 - ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
 - ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
5. 個人情報の管理について
本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。
6. 個人情報の本人への開示について
本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和	年	月	日	貸付申請者 (本人自筆)	Ⓔ
令和	年	月	日	連帯保証人 (本人自筆)	Ⓔ
令和	年	月	日	連帯保証人 (本人自筆)	Ⓔ

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名捺印し、日付を記載して下さい。

推 薦 書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

高校又は養成校の所在地	〒 ー
高校又は養成校の名称	
高校又は養成校の長の職及び氏名	(印)

連絡担当者部署・電話番号	()
連絡担当者役職名・氏名	

下記の者は長崎県介護福祉士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

被推薦者 氏名	総合 推薦順位	位 人中	※1名の場合は1/1で記入。 ※高校推薦の場合は記入不要。			
推 薦 者 意 見	※ 学力 (成績評点を参考に客観的に記入下さい) 1. 優秀 2. 平均を上回る 3. 平均 4. 平均を下回る		※ 意欲 (卒業後、介護福祉士として中核的な介護職として就労する意欲) (下記所見、推薦理由に、客観的に判断できる根拠を記入ください) 1. 極めて高く認められる 2. 高く認められる 3. 認められる 4. 認められない			
	所見・推薦理由 (人物、学習・生活態度、介護職への適性、就業意欲等、調査書等参考に客観的に記入下さい。)					
	(家計上の特殊な事情を記載して下さい)					
	※ 1. 母子・父子世帯 4. 単身赴任等の世帯 2. 障害者を扶養する世帯 5. 自然災害、盗難等の被害世帯 3. 長期療養者のいる世帯 6. その他		(左記の補足内容を記載して下さい)			
授業料等 減免(注)	※ 支援区分 I・II・III	入学金 円	入学金減免額 円	授業料 円	授業料減免額 円	授業料以外の 校納金 円

<備考> ※欄は該当するもの、番号を○で囲んで下さい。必要であれば、適宜書式を添付して下さい。

(注) 在校生で授業料等減免を利用する場合のみ記入。授業料・減免額・校納金は、半年相当分を記入。

【推薦での留意点】

本制度は返還免除があるとはいえ借入金であり、中途退学や介護業務から離職すると、全額返還が必要となります。返還者の中には、コミュニケーション能力等の介護職への適性、学習習慣や学習意欲、介護職としての就業意欲などが十分ではないケースが認められました。申請者の適性、意欲等を十分考慮し推薦、記入して下さい。

長崎県介護福祉士修学資金貸付に関する意見書

1. 被保護世帯の状況

(1) 申請人 氏名 _____ (生年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日生

(2) 世帯主(住所) _____ (氏名) _____

(3) 保護開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 給付内容

① 生活扶助 ② 住宅扶助 ③ 教育扶助 ④ 医療扶助 ⑤ 介護扶助

※(該当する給付内容に○を付けて下さい)

(5) 世帯人数 () 人

2. 介護福祉士修学資金貸付に関する福祉事務所の意見

【本貸付による自立助長に関する意見及び申請人の就学時の世帯認定等について記載して下さい】

上記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。

令和 年 月 日

_____ 福祉事務所長 印

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

様式第10号(修学資金)

借用書(長崎県介護福祉士修学資金)

注意: 日付は記入せず、必ず空欄にして下さい。

契約日 (県社協が初回送金日を補記) 令和

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号(県社協使用欄)		氏名	長崎 花子
養成校名 (学科・専攻まで詳しく)	出島福祉短期大学 健康福祉学科 社会福祉コース		
	入学年月	□平成、 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年 4月	第 1 学年

私は、次のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、学生としての本分を尽くして修学するとともに、卒業後は介護福祉士の登録を目指すとともに長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお借用期間または返還猶予期間において、本規程に定めることを履行できないときまたは返還猶予要件に該当しなくなったときは、本規程に従い返還いたします。

借用期間	令和 6年 4月 から 令和 8年 3月までの 24 箇月	
月額累計	1,200,000 円	内訳(月額 50,000円 × 24か月)
入学準備金	200,000 円	
就職準備金	200,000 円	
国家試験対策費用	80,000 円	内訳(年額 40,000円 × 2年)
生活費加算累計	円	内訳(月額 円 × か月)
借用総額	1,680,000 円	※金額(合計、内訳すべて)の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。
借用期間経過後の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年(過疎地の場合3年)を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。	
返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること	

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義(カタカナ)
〇〇	長崎駅前	普通預金	1234567	ナガサキ ハナコ

借入金は、原則年2回(5月と10月)分割で受領します。月額のものとは都度6か月分、国家試験対策費年額は各5月、入学準備金は初回送金時、就職準備金は最終学年10月に受領します。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用する場合は、減免額と調整した金額を受領します。

金額(合計、内訳すべて)の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。

借受人 (自署)	住所	長崎市茂里町 99-99
	氏名	長崎 花子 長崎 印

※住所は、住民票の住所を正確に記載して下さい。

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

記入漏れがないようにして下さい。住民票の住所を、正確に記入して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	長崎市茂里町 99-99
	氏名	長崎 太郎 長崎 実印

※実印を押印下さい。

この欄は、連帯保証人が2名の場合のみ使用して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	実印

※実印を押印下さい。

様式第10号(修学資金)

借用書 (長崎県介護福祉士修学資金)

契約日 (県社協が初回送金日を補記)	令和
-----------------------	----

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 (県社協使用欄)	氏名		
養成校名 (学科・専攻まで詳しく)	入学年月	□平成、□令和	年 月 第 学年

私は、次のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、学生としての本分を尽くして修学するとともに、卒業後は介護福祉士の登録を目指すとともに長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお借用期間または返還猶予期間において、本規程に定めることを履行できないときまたは返還猶予要件に該当しなくなったときは、本規程に従い返還いたします。

借用期間	令和 年 月 から 令和 年 月までの 箇月
月額累計	円 内訳 (月額 円 × か月)
入学準備金	円
就職準備金	円
国家試験対策費用	円 内訳 (年額 円 × 年)
生活費加算累計	円 内訳 (月額 円 × か月)
借用総額	円 ※ 金額 (合計、内訳すべて) の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。
借用期間経過後の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年 (過疎地の場合3年) を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。
返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		普通預金		

借入金は、原則年2回 (5月と10月) 分割で受領します。月額のものとは都度6か月分、国家試験対策費年額は各5月、入学準備金は初回送金時、就職準備金は最終学年10月に受領します。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用する場合は、減免額と調整した金額を受領します。

借受人 (自署)	住所	
	氏名	(印)

※住所は、住民票の住所を正確に記載して下さい。

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	(実印)

※実印を押印下さい。

この欄は、連帯保証人が2名の場合のみ使用して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	(実印)

※実印を押印下さい。

返還猶予申請書（修学資金）

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	KA999	氏名	長崎 花子
住所等	〒 852-9999 長崎市茂里町99-99		
	携帯電話	090 (9999) 9999	自宅電話 095 (999) 9999

貸付決定日	令和 6年 4月 10日	借用総額	1,680,000円
借入時の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年（過疎地の場合3年）を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。		
借入時の返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること		
今回一時的に下記やむをえない事由により返還猶予を申請する期間	令和 8年 12月 10日 から 令和 9年 5月 9日 まで		
申請理由 （一時的なやむをえない事由）	（具体的に記入して下さい） 骨折のため、上記申請期間業務に従事できないため 医師の診断書別添		
備考			

注）申請理由により次の書類を添付してください。

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士等修学資金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなりかつ借入時の返還猶予要件にも復帰できなかった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 **8年 12月 26日**貸付申請者
（本人自筆）**長崎 花子**

返還猶予申請書（修学資金）

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		氏名	
住 所 等	〒 _____		
	携帯電話	()	自宅電話 ()

貸付決定日	年 月 日	借 用 総 額	円
借入時の 返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年（過疎地の場合3年）を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。		
借入時の 返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること		
今回一時的に下記やむをえない事由により返還猶予を申請する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
申 請 理 由 (一時的なやむをえない事由)	(具体的に記入して下さい)		
備 考			

注) 申請理由により次の書類を添付してください。

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士等修学資金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなりかつ借入時の返還猶予要件にも復帰できなかった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 年 月 日

貸付申請者
(本人自筆)

㊞

業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借入人欄】

貸付番号	KA999	氏名	長崎 花子	生年月日	平成 17 年 6 月 3 日生
住所等	〒852-9999 長崎市茂里町99-99				
	携帯電話	090 (9999) 9999	自宅電話	095 (999) 9999	

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

法人名	社会福祉法人 茂里会	(連絡担当者名)	
施設・事業所名	ヘルパーステーション茂里町	福祉太郎	
介護保険事務所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		
介護保険でのサービスのコード・種別	11 訪問介護 <small>(略称でも可：訪問介護、通所介護、小規模多機能、グループホーム等)</small>		
従事先住所等	〒852-8999 長崎市茂里町66-66	電話	095 (666) 6666
職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外 () <small>※ 兼務の場合、主として(概ね8割以上)従事している職種を記入ください。</small>		
雇用形態	年間の介護従事日数が180日	<input checked="" type="checkbox"/> 以上	<input type="checkbox"/> 未満
採用年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
採用後の休職状況	【休職有る場合のみ、下記にその状況を記入ください】		
備考			

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 7 年 4 月 10 日

氏名

長崎 花子



事業所の公印を押印ください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 7 年 4 月 10 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名

長崎市茂里町66-66
ヘルパーステーション茂里町
施設長 茂里太郎



業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借入人欄】

貸付番号		氏名		生年月日	年 月 日生
住所等	〒 _____				
	携帯電話	()	自宅電話	()	

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

法人名		(連絡担当者名)
施設・事業所名		
介護保険事務所番号		
介護保険でのサービスのコード・種別	(略称でも可：訪問介護、通所介護、小規模多機能、グループホーム等)	
従事先住所等	〒 _____	電話 ()
職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外 () <small>※ 兼務の場合、主として(概ね8割以上)従事している職種を記入ください。</small>	
雇用形態	年間の介護従事日数が180日	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
採用年月日	年 月 日	
採用後の休職状況	【休職有る場合のみ、下記にその状況を記入ください】	
備考		

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名

(印)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名

(公印)

様式第21号(修学資金)

この部分は、原則機械印字します。

返還免除申請書(修学資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	KA999		
住所等	〒852-9999 長崎市茂里町99-99 携帯電話090(9999)9999 自宅電話095(999)9999		
氏名	長崎 花子	生年月日	昭和・平成 17年6月3日生
介護福祉士登録年月日	令和 8年4月10日		

借入日	令和 6年4月 1日	借用総額	1,680,000 円
		返還済額	0 円
		返還免除申請額	1,680,000 円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養成校卒業から1年以内に介護福祉士の登録し、その後長崎県内で5年(特例の場合は3年)間継続して介護等業務に従事したため。 2. 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等業務に継続して従事することができなくなったため。 3. その他(下記記載理由) 		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。
理由1の場合、業務従事届(第20号)
理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士修学資金返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 7年4月 20日

貸付申請者
(本人自筆)

長崎 花子

長崎

返還免除申請書（修学資金）

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住所等	〒 _____		
	携帯電話 ()	自宅電話 ()	
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生
介護福祉士登録年月日	年 月 日		

借入日	年 月 日から	借用総額	円
		返還済額	円
		返還免除申請額	円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	1. 養成校卒業から1年以内に介護福祉士の登録をし、その後長崎県内で5年（特例の場合は3年）間継続して介護等業務に従事したため。 2. 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等業務に継続して従事することができなくなったため。 3. その他（下記記載理由）		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。
 理由1の場合、業務従事届（第20号）
 理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士修学資金返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します

令和 年 月 日

氏名
(本人自筆)

Ⓔ

辞退届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住 所 等	〒 - _____		
	携帯電話 ()	自宅電話 ()	
フリガナ	生年月日		
氏 名	Ⓜ	昭和・平成 年 月 日生	
貸付決定日	年 月 日	貸付決定額	円

下記のとおり長崎県介護福祉士修学資金等の貸付を辞退しますので、お届けします。

辞退年月日	年 月 日
辞退理由	

返還計画書

令和 7年 4月 3日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	KA999		
住所等	〒852-9999 長崎市茂里町99-99 携帯電話090(9999)9999 自宅電話095(999)9999		
氏名	長崎 花子	長崎印	生年月日 昭和 平成17年6月3日生

次のとおり下記借入金の返還計画書を提出します。

長崎県（介護福祉士修学、介護福祉士実務者研修受講、離職介護人材再就職準備）資金

返還すべき額	1,680,000 円	
最終期限	令和 11年 3月まで	
※返還方法 一括か分割を丸で 囲ってください。 分割の場合、右欄に 内容を記入して下さい。	一括	最終期限： 令和 11年 3月まで 分割方法：初回 令和 7年 4月に 35,000円返還 令和 7年 5月から 令和 11年 2月まで毎月 35,000円返還
	分割	最終期限に 35,000円返還し完済する。
※返還金 振込先 希望振込先銀行を ○で囲んで下さい。	口座名義：社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 金融機関：ゆうちょ銀行 〈返還金の支払いに係る費用（送金手数料等）は、借受人が負担します〉	
※返還理由 該当番号を○で囲 んで下さい。	<ol style="list-style-type: none"> 貸付契約の解除 介護等業務を離職または対象外の業務に転職 長崎県外に就職 介護福祉士の未登録（修学資金・実務者受講資金のみ対象） その他（詳しく） 	

【連帯保証人が2名の場合使用】

[連帯保証人]

住所等 〒852-9999
長崎市茂里町99-99

携帯電話 090 (8888) 8888
自宅電話 095 (999) 9999

氏名 長崎 太郎

長崎印

[連帯保証人]

住所等 〒 —

携帯電話 ()

自宅電話 ()

氏名

印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

返還計画書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住 所 等	〒 _____		
	携帯電話 ()	自宅電話 ()	
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	(印)		

次のとおり下記借入金の返還計画書を提出します。

長崎県（ 介護福祉士修学、 介護福祉士実務者研修受講、 離職介護人材再就職準備 ）資金

返還すべき額	円
最終期限	令和 年 月まで
※返還方法 一括か分割を丸で 囲んでください。 分割の場合、右欄に 内容を記入して下さい。	一括・分割 最終期限： 令和 年 月まで 分割方法：初回 令和 年 月に 返還 令和 年 月から 令和 年 月まで毎月 円返還 最終期限に 円返還し完済する。
※返還金 振込先 希望振込先銀行を ○で囲んで下さい。	口座名義：社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 金融機関：ゆうちょ銀行 〈返還金の支払いに係る費用（送金手数料等）は、借受人が負担します〉
※返還理由 該当番号を○で囲 んで下さい。	1. 貸付契約の解除 2. 介護等業務を離職または対象外の業務に転職 3. 長崎県外に就職 4. 介護福祉士の未登録（修学資金・実務者受講資金のみ対象） 5. その他（詳しく _____）

【連帯保証人が2名の場合使用】

[連帯保証人]

住所等 〒 _____

携帯電話 ()
 自宅電話 ()

氏 名 (印)

[連帯保証人]

住所等 〒 _____

携帯電話 ()
 自宅電話 ()

氏 名 (印)

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

退 職 届

令和 9年 9月 15日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 KA999
 現住所 〒852-9999
 長崎市茂里町99-99
 携帯電話 090(9999)9999
 自宅電話 095(999)9999
 氏名 長崎 花子



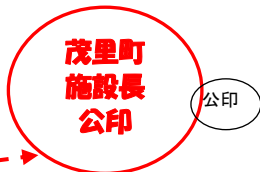
下記のとおり退職しましたので、お届けします。

最終 従事 先 ・ 勤務 状況	法人名	社会福祉法人 茂里会	
	施設・事業所名	ヘルパーステーション茂里町	
	住所等	〒852-9999 長崎市茂里町66-66 電話095(666)6666	
	従業員名	長崎 花子	昭和・平成 17年 6月 3日生
	職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()	
	雇用形態	年間換算での介護従事日数が180日	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
	採用年月日	令和 7年 4月 1日	
	退職年月日	令和 9年 8月 31日	
就労中の休職の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容は備考に記入)		
退職理由	一身上の都合		
備考			

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 9年 9月 15日

業務従事先の住所 長崎市茂里町66-66
 業務従事先の名称 ヘルパーステーション茂里町
 業務従事先の長の職及び氏名 施設長 茂里太郎



事業所の公印を押印ください。

退 職 届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現住所 〒 _____

携帯電話 ()
自宅電話 ()

氏 名 ㊟

下記のとおり退職しましたので、お届けします。

最終 従事 先 ・ 勤務 状況	法人名					
	施設・事業所名					
	住所等		〒 _____ 電話 ()			
	従業員名	生年月日			昭和・平成	年 月 日生
	職種		<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()			
	雇用形態		年間換算での介護従事日数が180日	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満		
	採用年月日		年 月 日			
	退職年月日		年 月 日			
	就労中の休職の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容は備考に記入）			
退職理由						
備考						

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

最終従事先の所在地 〒 _____

最終従事先の名称
最終従事先の長の職及び氏名

㊟

住所・氏名・その他変更届
(□ 借受人、□ 連帯保証人)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

新	住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()
	フリガナ	
	氏 名	
	その他	
旧	住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()
	氏 名	
	その他	

※新住民票を、添付して下さい。またその他事項では、必要に応じ証明書類を貼付下さい。

連帯保証人変更申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

現在借入中の長崎県介護福祉士修学資金等貸付金につきまして、連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者】

現住所 〒 _____

氏名 (印)

【現在の連帯保証人】※変更する方

現住所 〒 _____

氏名 (印)

【現在の連帯保証人】※変更しない方

(当初から連帯保証人が1名の場合は記入不要)

現住所 〒 _____

氏名 (印)

貸付番号 <small>(県社協使用欄)</small>		借入日	年 月 日
借用総額	円	現在残高	円
新 連 帯 保 証 人			
フリガナ	生年月日		
氏名 (印)	昭和・平成 年 月 日 (歳)		
住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()		
勤務先住所等	名称	勤務形態	<input type="checkbox"/> 正社員、 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員、 <input type="checkbox"/> 派遣、 <input type="checkbox"/> パート、 <input type="checkbox"/> 事業主
	〒 _____ 電話 ()		
年間収入額	円	本人との続柄	

※印鑑証明書（3か月以内）を添付して下さい。

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

福祉人材センター 介護貸付担当 宛て

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

TEL 095-846-8656

※ 貸付番号は、今後照会等で必要になります。
貸付決定通知書から転記しておいて下さい。

申請者名	
貸付番号	